

個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のために所要の改正を行うもの

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
→預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

個人情報保護法の改正のポイント

定義の明確化等

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
- ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外
- ・取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用

適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

個人情報の流通の適正さを確保

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

個人情報の取扱いのグローバル化

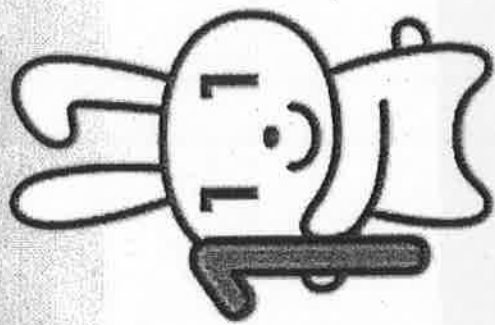
- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

請求権

- ・本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

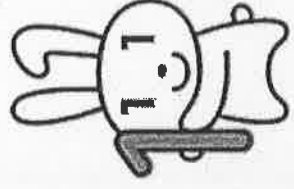
個人情報保護法の改正等について

個人情報保護委員会事務局



1. 個人情報保護委員会とは

2. 個人情報保護法の改正について



1. 個人情報保護委員会とは

沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
(特定個人情報保護委員会から改組)

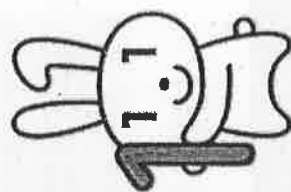
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制（行政委員会）
- 委員長・委員は独立して職権を行使
- 委員長・委員の任期は5年



1. 個人情報保護委員会とは一所掌事務

【マイナンバー法(*1)関係】

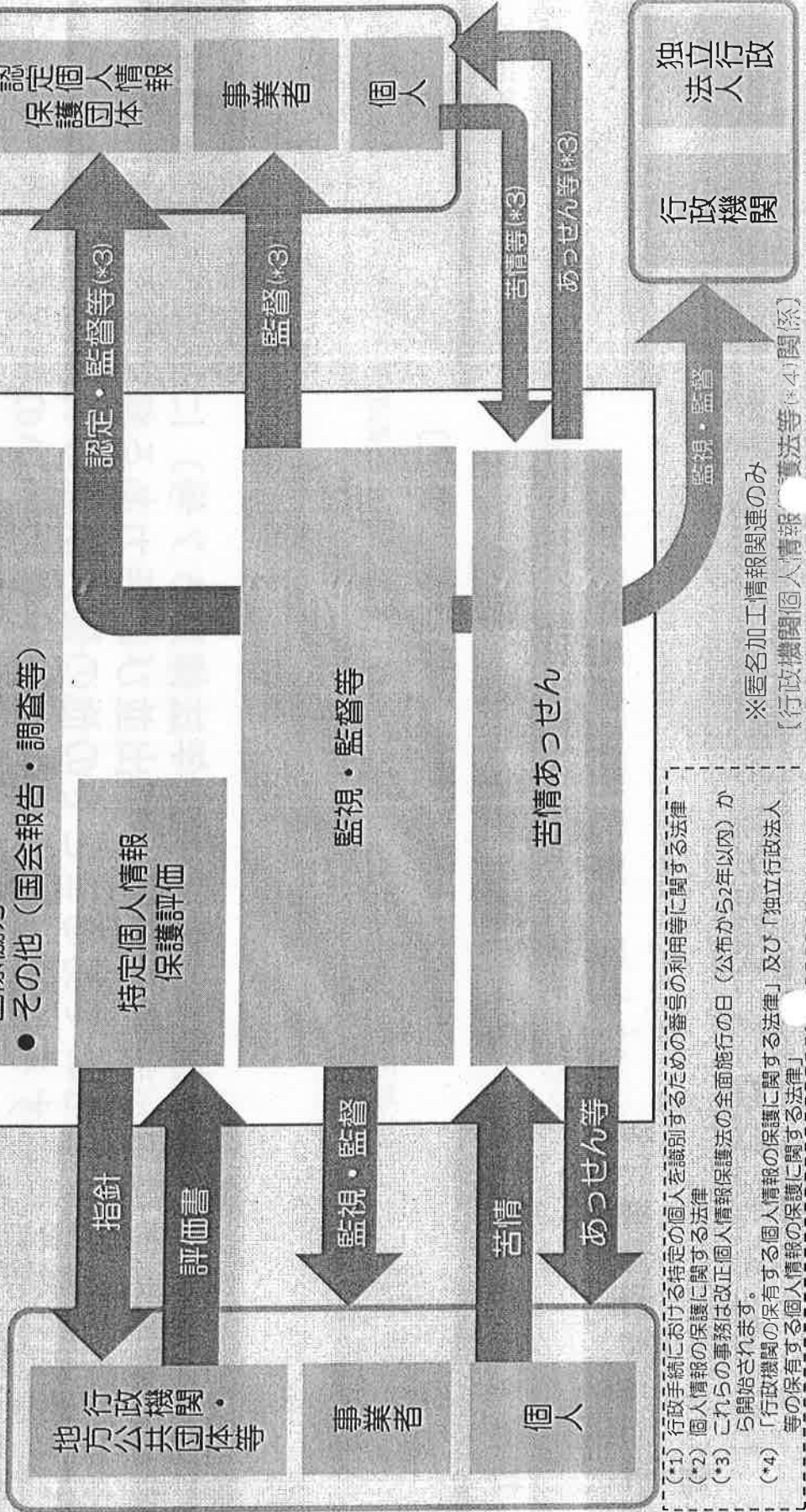
※マイナンバー法は、
内閣府が所管

個人情報保護委員会

- 個人情報保護の基本方針の策定・推進
- 広報啓発
- 国際協力
- その他（国会報告・調査等）

【個人情報保護法(*2)関係】

個人情報保護法は、
個人情報保護委員会が
所管



※匿名加工情報関連のみ
【行政機関個人情報保護法(*4)関係】

1. 個人情報保護委員会—今後のスケジュール

	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
施行準備	改正個人情報保護法 成立	個人情報保護委員会 設置	政令・委員会規則・ ガイドライン等の策定 周知広報	改正個人情報保護法 全面施行
法執行			主務大臣による個人情報の 取扱いに関する監督 マイナンバーを含む特定個人情報の 取扱いに関する監視・監督	委員会による 監視・監督

H27.9.9公布

H28.1.1設置

公布後2年以内
に施行

2. 個人情報保護法の改正—個人情報保護制度の体系

民間分野

事業分野ごとのガイドライン（主務大臣制）（*5）

A分野
ガイドライン
(〇〇省)

B分野
ガイドライン
(××省)

C分野
ガイドライン
(△△省)

D分野
ガイドライン
(※※省)

E分野
ガイドライン
(☆☆省)

個人情報保護法（*1）

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）
（対象：民間事業者）

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
（*2）

（対象：
国の行政機関）

独立行政法人
個人情報
保護法
（*3）

（対象：
独立行政法人等）

個人情報
保護条例
（*4）

（対象：
地方公共団体等）

個人情報保護法（*1）

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

- （*1） 個人情報の保護に関する法律
- （*2） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- （*3） 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- （*4） 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。
- （*5） この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。

2. 個人情報保護法の改正—背景及び課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

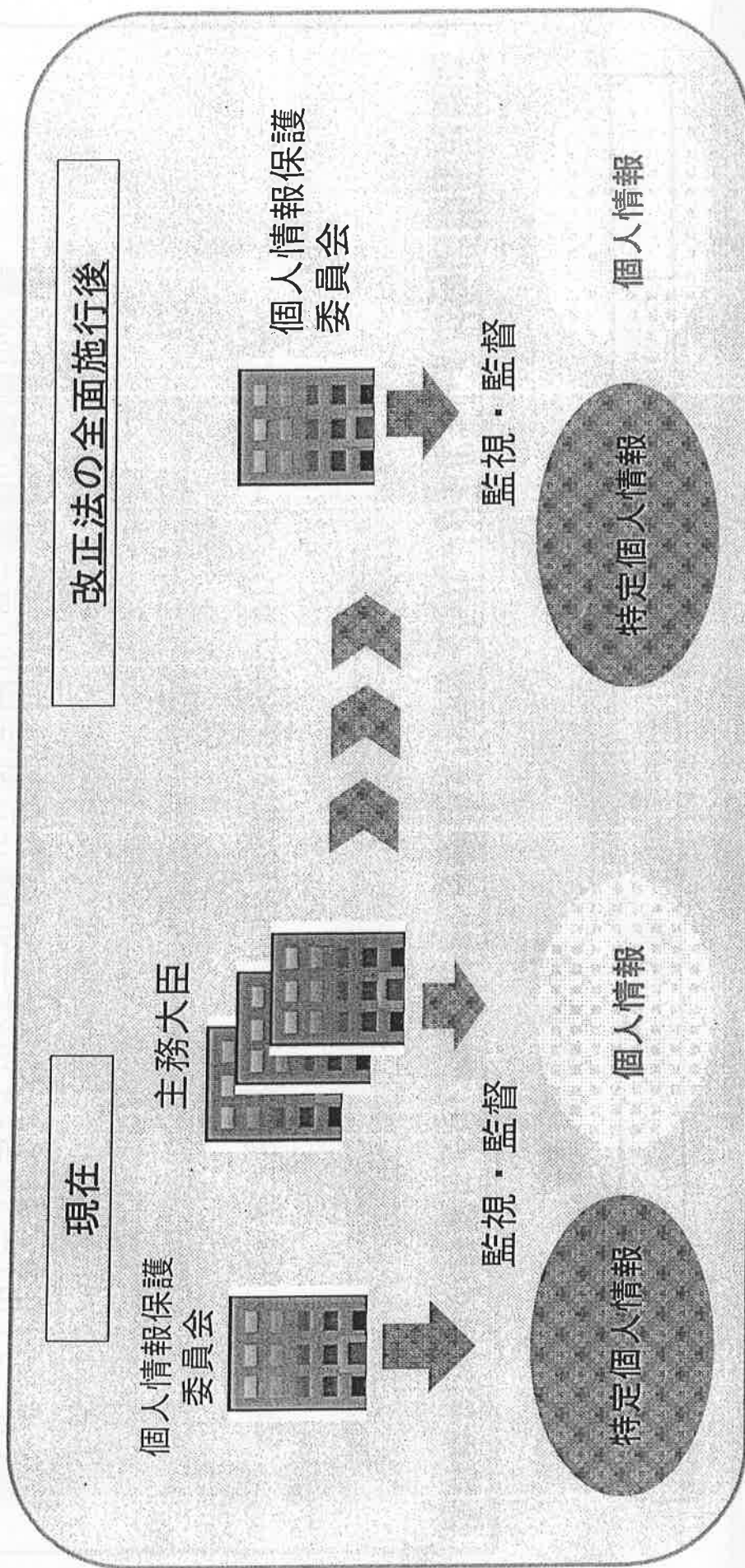
3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

1. 個人情報保護委員会の新設

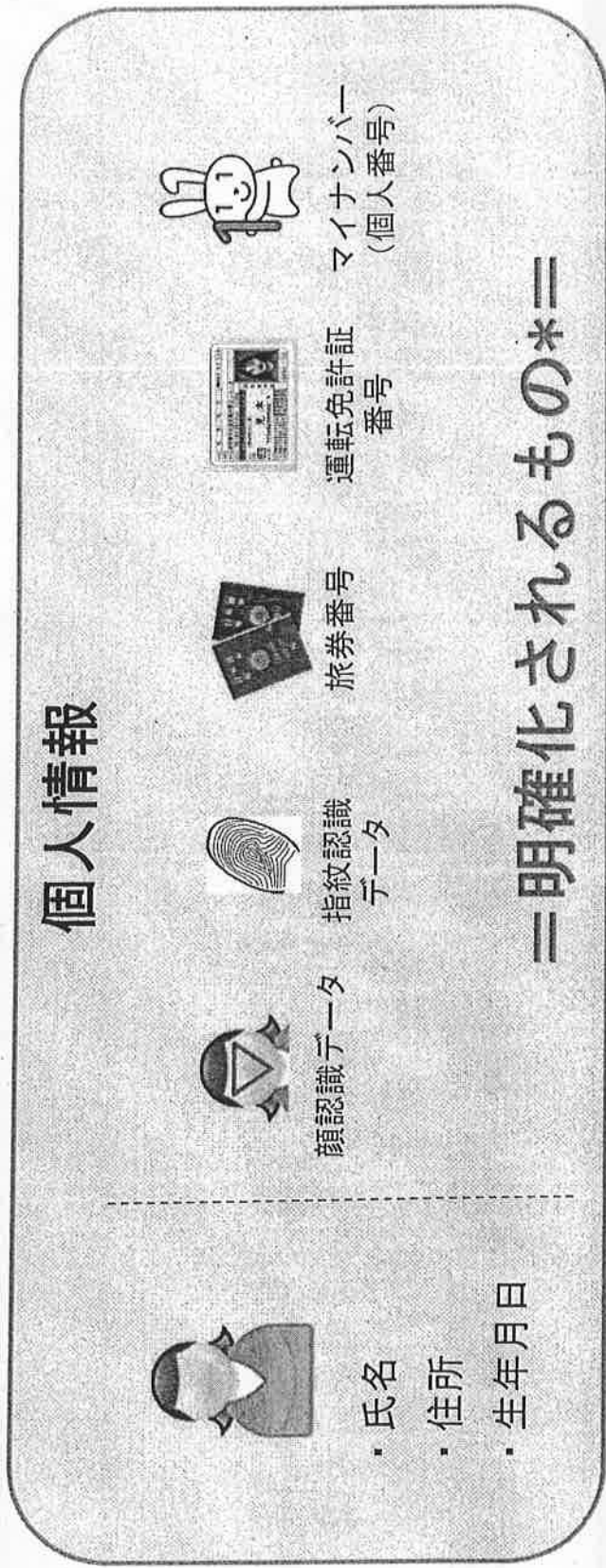
個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化



2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

2. 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
- ・ 身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データ）を電子計算機の用に供するために変換した符号
 - ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

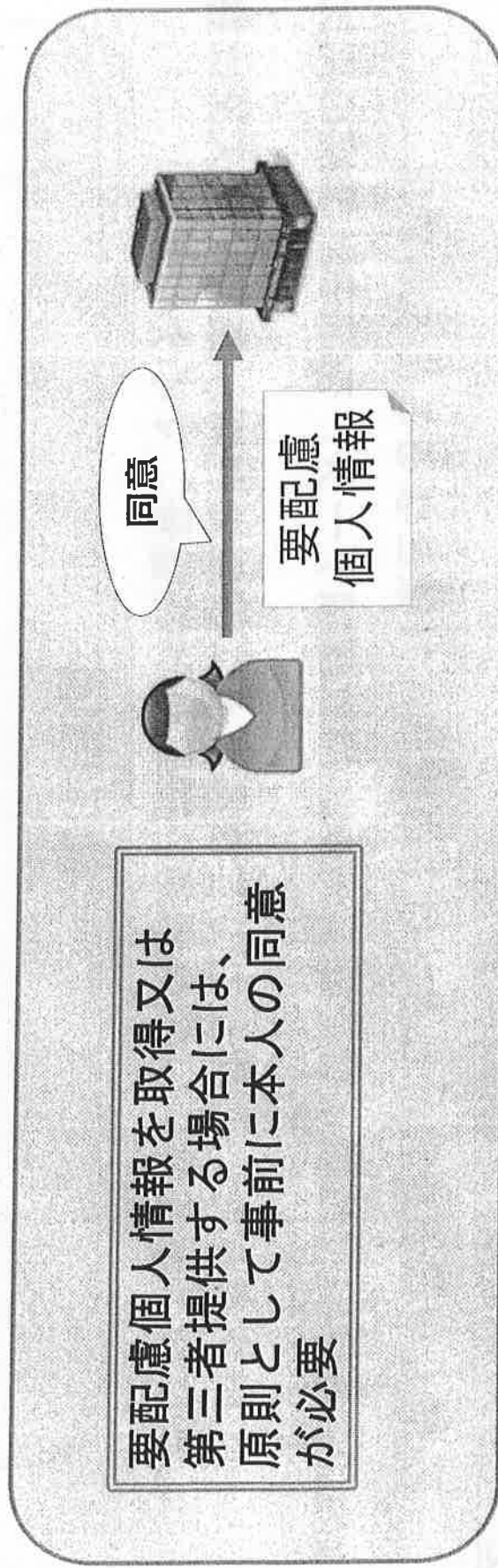


*政令において、さらに個人情報として規定される情報があるか検討中。

2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

3. 要配慮個人情報の規定の新設

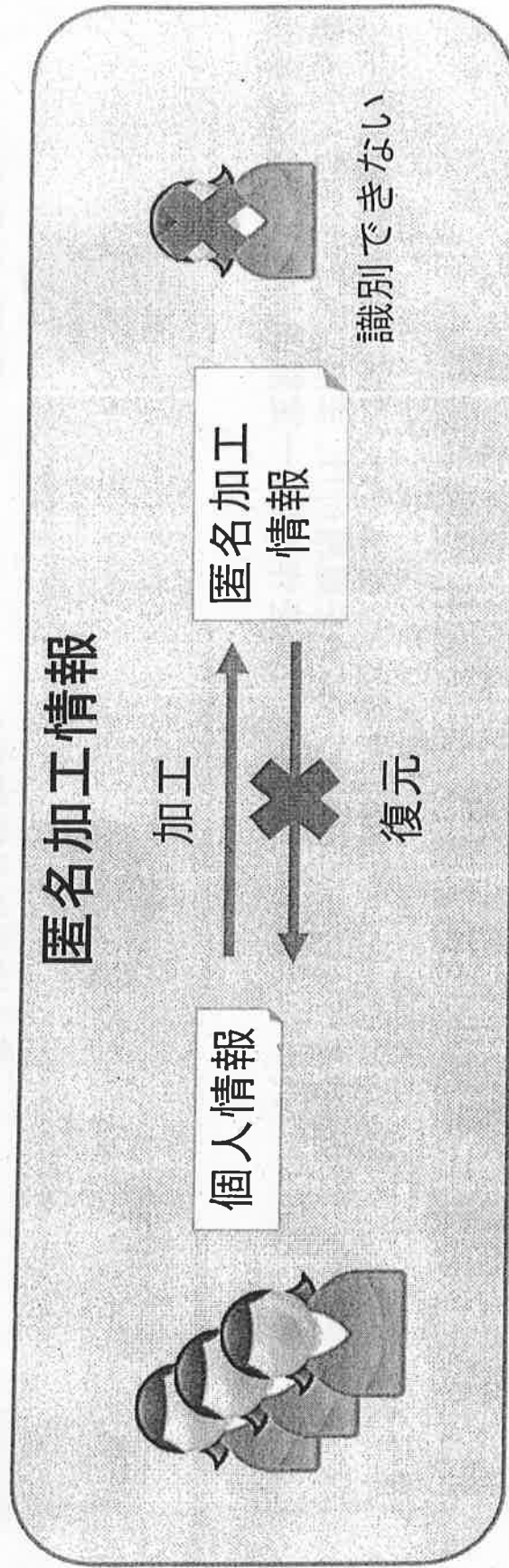
- 要配慮個人情報（人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化



2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

4. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進

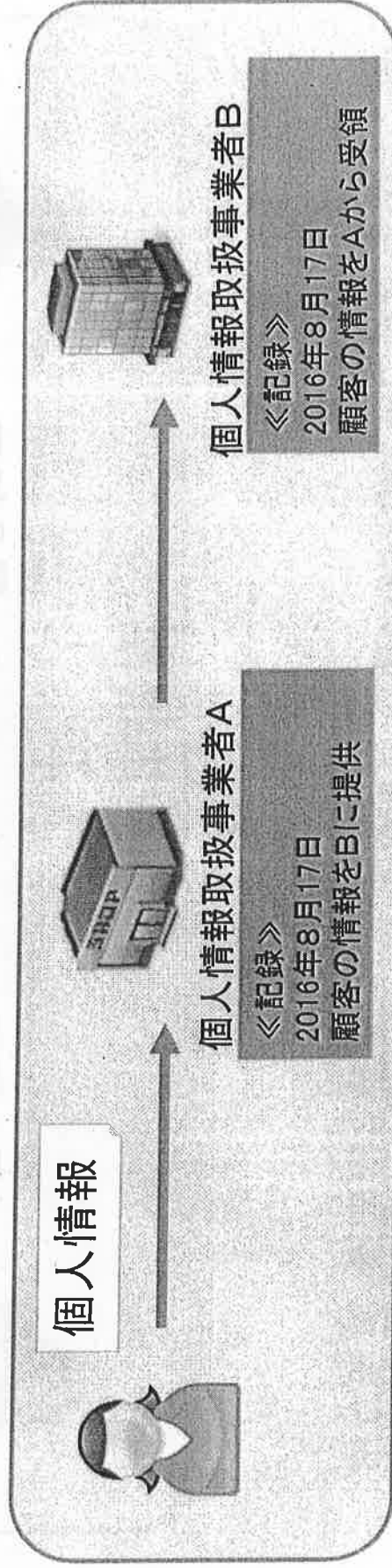


2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

5. いわゆる名簿屋対策

➤ 個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成等を義務化

(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得の経緯を確認した上、その内容等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、また、第三者に個人データを提供した際も、提供の年月日や提供先の氏名等の記録を作成し、一定期間保存することを義務付ける。)



- 従業員(元従業員を含む)等が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等提供罪」として処罰の対象とする。(直罰規定。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

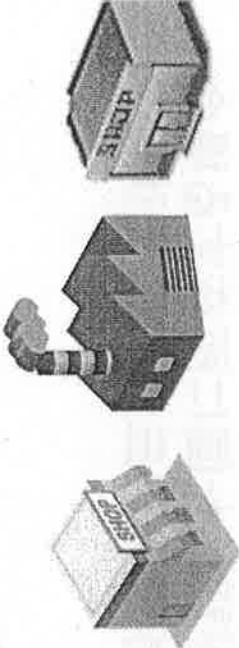
2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

6. グローバル化への対応

- 外国にある第三者への個人データの提供の制限に係る規定の新設
 - ①外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合
 - ②外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合
のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への提供が可能
- 個人情報保護法の域外適用に係る規定の新設
- 個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定の新設

2. 個人情報保護法の改正—改正のポイント

7. その他

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
 - 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定
- 
- 開示、訂正及び利用停止等について裁判による救済を求めることができる権利を有することを明確化